

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税の無申告加算税の賦課決定処分及び延滞税
取消請求控訴事件

国側当事者・国(練馬西税務署長)

令和4年11月30日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年2月25日判決、本資料27
2号・順号13678)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	練馬西税務署長 高島 敏
同指定代理人	八屋 敦子
同	小池 裕行
同	石井 貴
同	小畑 尚大
同	鈴木 貴裕

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 練馬西税務署長が平成30年10月30日付けで控訴人に対してした乙(平成28年12月●日死亡。以下「亡乙」という。)の相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税の無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 本件相続に係る相続税6098万2300円のうち6005万2400円について平成29年10月●日から平成30年10月23日までに発生した延滞税を取り消す。
- 4 本件相続に係る相続税6098万2300円のうち92万9900円について平成29年10月●日から平成30年10月31日までに発生した延滞税を取り消す。
- 5 控訴人と被控訴人との間で、本件相続に係る相続税6098万2300円のうち6005万2400円について平成29年10月●日から平成30年10月23日までに発生した延滞税の納付義務が存在しないことを確認する。
- 6 控訴人と被控訴人との間で、本件相続に係る相続税6098万2300円のうち92万9900円について平成29年10月●日から平成30年10月31日までに発生した延滞税の

納付義務が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、平成30年10月19日、本件相続に係る相続税の申告（以下「本件期限後申告」という。）をしたところ、練馬西税務署長から、同月30日付けで、本件期限後申告は法定申告期限（平成29年10月●日）を徒過したものであるとして、無申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）を受けた。

本件は、控訴人が、法定申告期限までに本件相続に係る相続税の申告をしなかったことにつき国税通則法（平成30年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）66条1項ただし書の「正当な理由」が認められる、控訴人が本件相続の開始があったことを知った日は平成29年7月末頃であるから法定申告期限は平成30年5月であると主張して、本件賦課決定処分の取消しを求めるとともに、本件相続に係る相続税の延滞税（以下「本件延滞税」という。）の取消し（以下、本件訴えのうち本件延滞税の取消しを求める部分を「本件延滞税の取消しの訴え」という。）及び本件延滞税の納付義務が存在しないことの確認を求める事案である。

原審が、本件延滞税の取消しの訴えをいずれも却下し、その余の控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴を提起した。

- 2 関係法令の定め、前提事実、本件賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張、争点並びに争点に対する当事者の主張の要旨は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1から5までに記載のとおりであるから、これを引用する（当審における当事者の主張は、適宜、原審における当事者の主張に加える。）。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決別紙2の1枚目（原判決17頁）15行目の「60条2項」の次に「の」を加え、21行目末尾に「ただし、租税特別措置法（令和2年法律第8号による改正前のもの）94条1項の規定により、上記各割合とは異なる割合が適用される場合がある。」を加え、22行目の「1項」を削除し、22行目と23行目の間に次のとおり加える。

「ア 国税通則法66条1項の定め」

- (2) 原判決別紙2の2枚目（原判決18頁）3行目と4行目の間に次のとおり加える。

「イ 国税通則法66条2項の定め

国税通則法66条2項は、同条1項本文の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超過部分に相当する税額に100分の5を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨を定めている。」

- (3) 原判決6頁5行目の「させるもの」の次に「であり、控訴人においては上記相続税の申告は不要であるという趣旨」を加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件延滞税の取消しの訴えはいずれも不適法であり、その余の控訴人の請求にはいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決11頁22行目の「証言」の次に「及び弁論の全趣旨」を、同行目の「戊は、」の次に「税理士に相談するなどして、」を、23行目の「6頁」の次に「、原審における控訴人の令和3年1月22日受付「反論書」4枚目」をそれぞれ加え、25行目の「誤った説明」

を「誤解を誘発するような説明」と改める。

- (2) 原判決12頁25行目末尾に「のみならず、前記2で説示したとおり、「正当な理由」があるとは認められないから、控訴人の主張はこの点でも理由がない。」を加える。
- (3) 原判決13頁10行目の「姉」を「妹」と、11行目の「子」を「長男」とそれぞれ改める。
- (4) 原判決14頁11行目の「亡乙の相続」を「本件相続」と改め、14行目の「ところ」を削除し、15行目の「」の次に「ほか、弁論の全趣旨（原審における控訴人の令和3年1月22日受付「反論書」4枚目）によれば、平成29年春には、戊は、本件相続について行政書士に相談し、上記B信託銀行の担当者の仲介のもと丙及び丁と本件相続につき協議をしていたことが認められるところ、」を加える。

2 結論

以上によれば、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 中村 也寸志

裁判官 三村 義幸

裁判官 元芳 哲郎